

令和 7 年 6 月市議会 建設水道委員会資料

第 8 2 号議案 市道路線の認定について

目 次	ページ
1 路線名一覧表	2
2 市道路線の認定位置図 (①小瀬戸町 1 8 号線)	3
3 位置図 (拡大) (①小瀬戸町 1 8 号線)	4
4 起終点写真 (①小瀬戸町 1 8 号線)	5
5 市道路線の認定位置図 (②上戸石町 2 6 号線～⑤上戸石町 2 9 号線)	6
6 位置図 (拡大) (②上戸石町 2 6 号線～⑤上戸石町 2 9 号線)	7
7 起終点写真 (②上戸石町 2 6 号線)	8
8 起終点写真 (③上戸石町 2 7 号線)	9
9 起終点写真 (④上戸石町 2 8 号線)	10
10 起終点写真 (⑤上戸石町 2 9 号線)	11
11 関係法令 (抜粋)	12

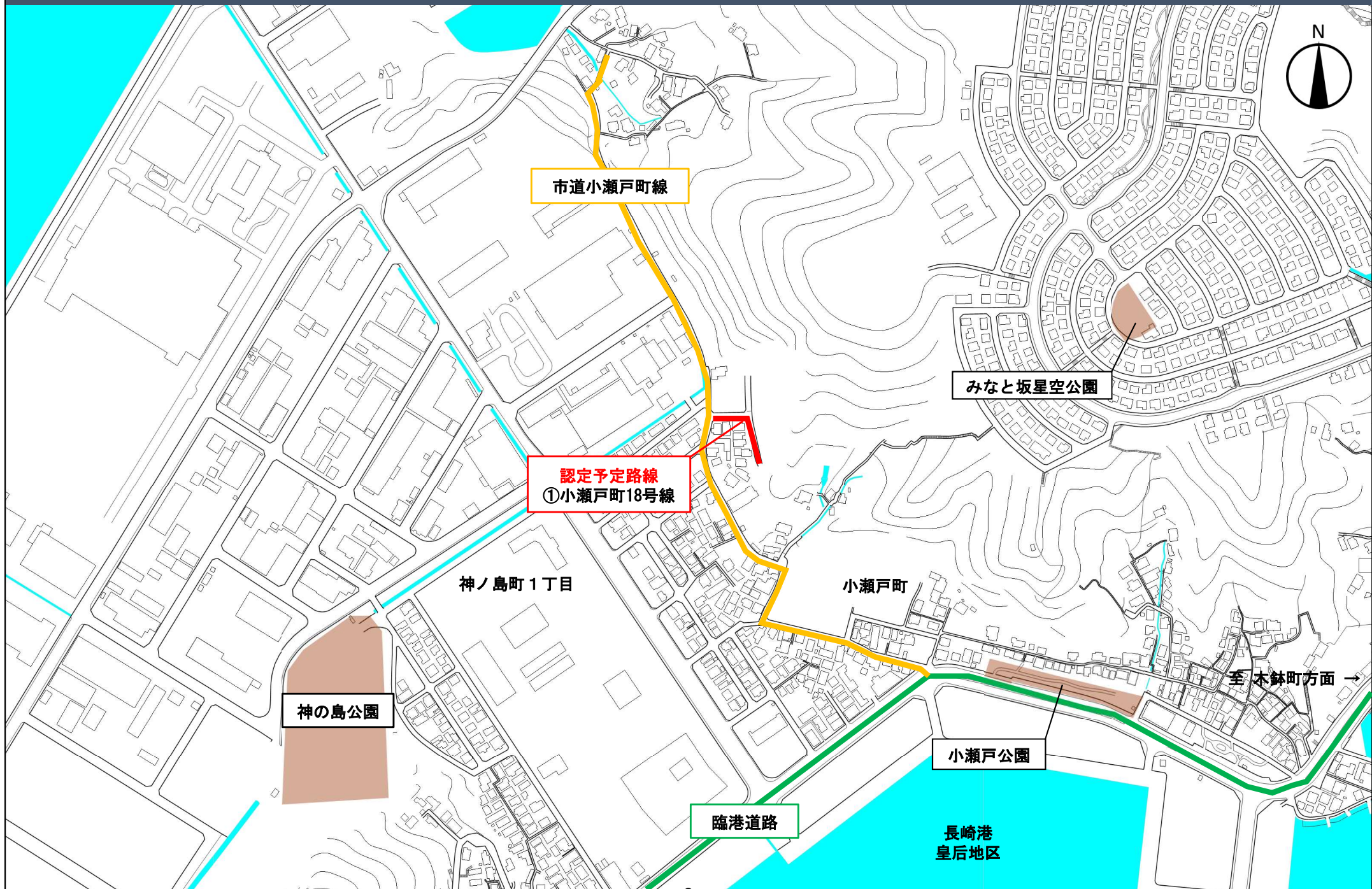
土木部

令和 7 年 6 月

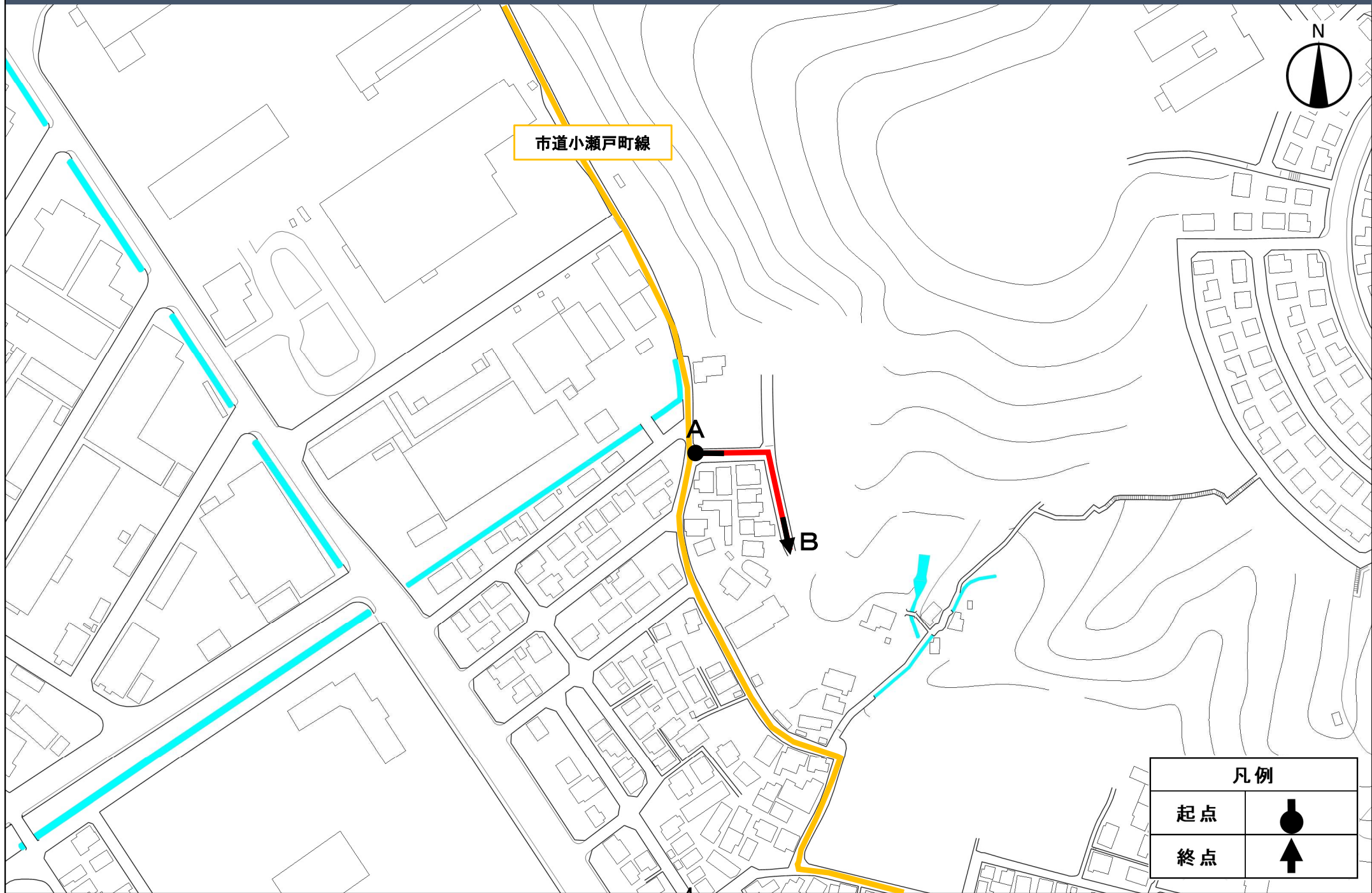
1 路線名一覧表

図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
①	小瀬戸町18号線	80. 7m	6. 0～12. 2m	長崎県長崎港湾漁港事務所からの移管に伴うもの	認定
②	上戸石町26号線	210. 6m	6. 0～18. 3m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
③	上戸石町27号線	111. 4m	6. 0～17. 6m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
④	上戸石町28号線	86. 6m	6. 0～14. 1m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
⑤	上戸石町29号線	95. 3m	6. 0～13. 3m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
認定路線 5路線		584. 6m			

2 市道路線の認定位置図（①小瀬戸町18号線）



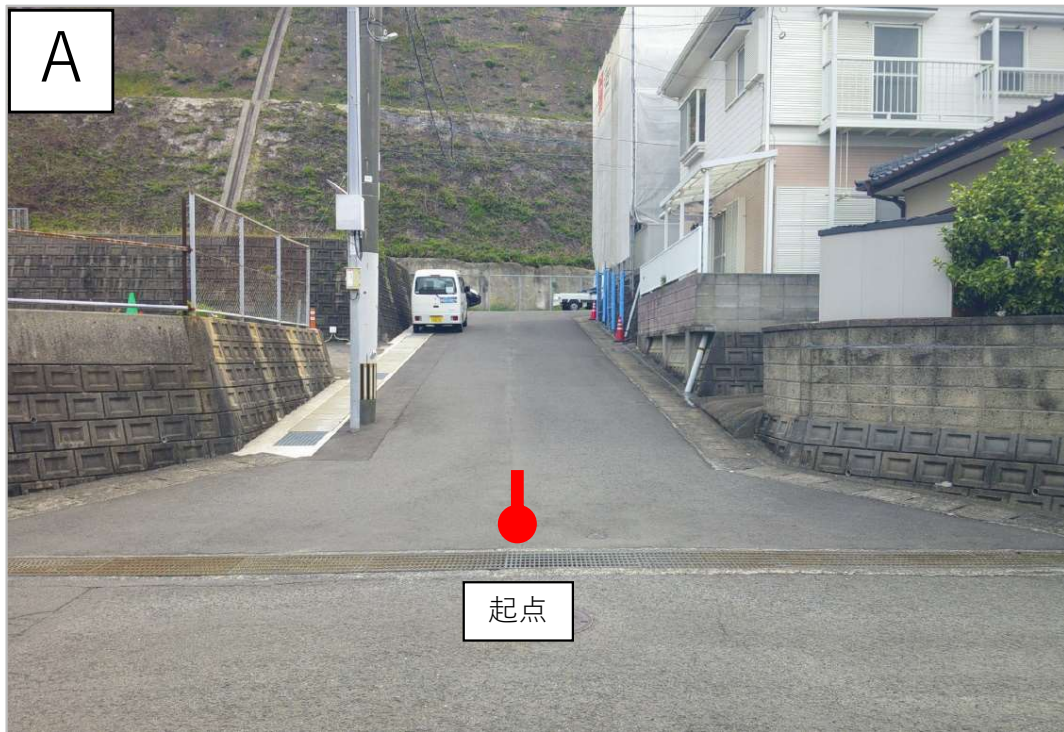
3 位置図（拡大）（①小瀬戸町18号線）



4 起終点写真 (①小瀬戸町18号線)

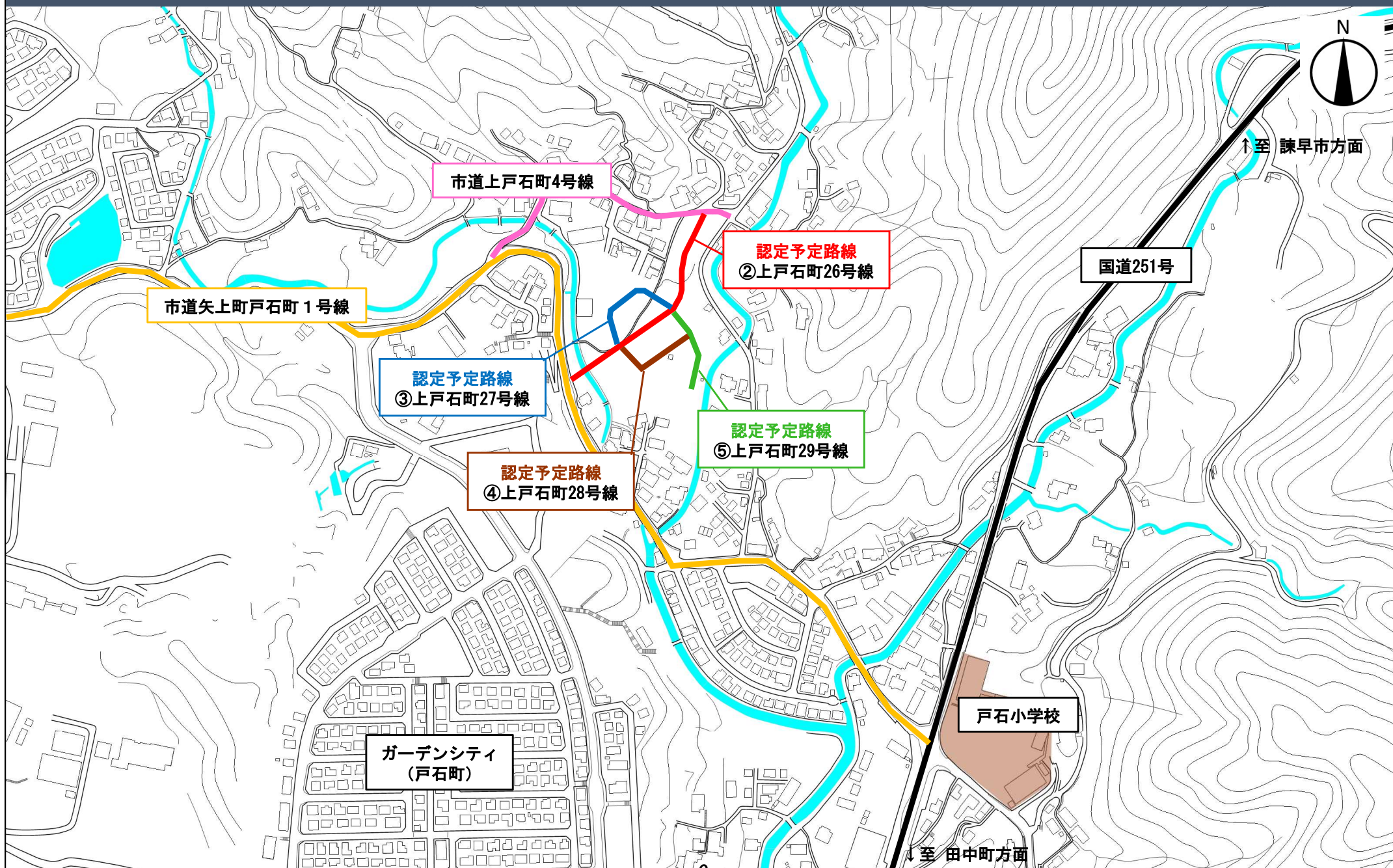
道路延長80.7m、幅員6.0～12.2m

令和7年4月1日撮影



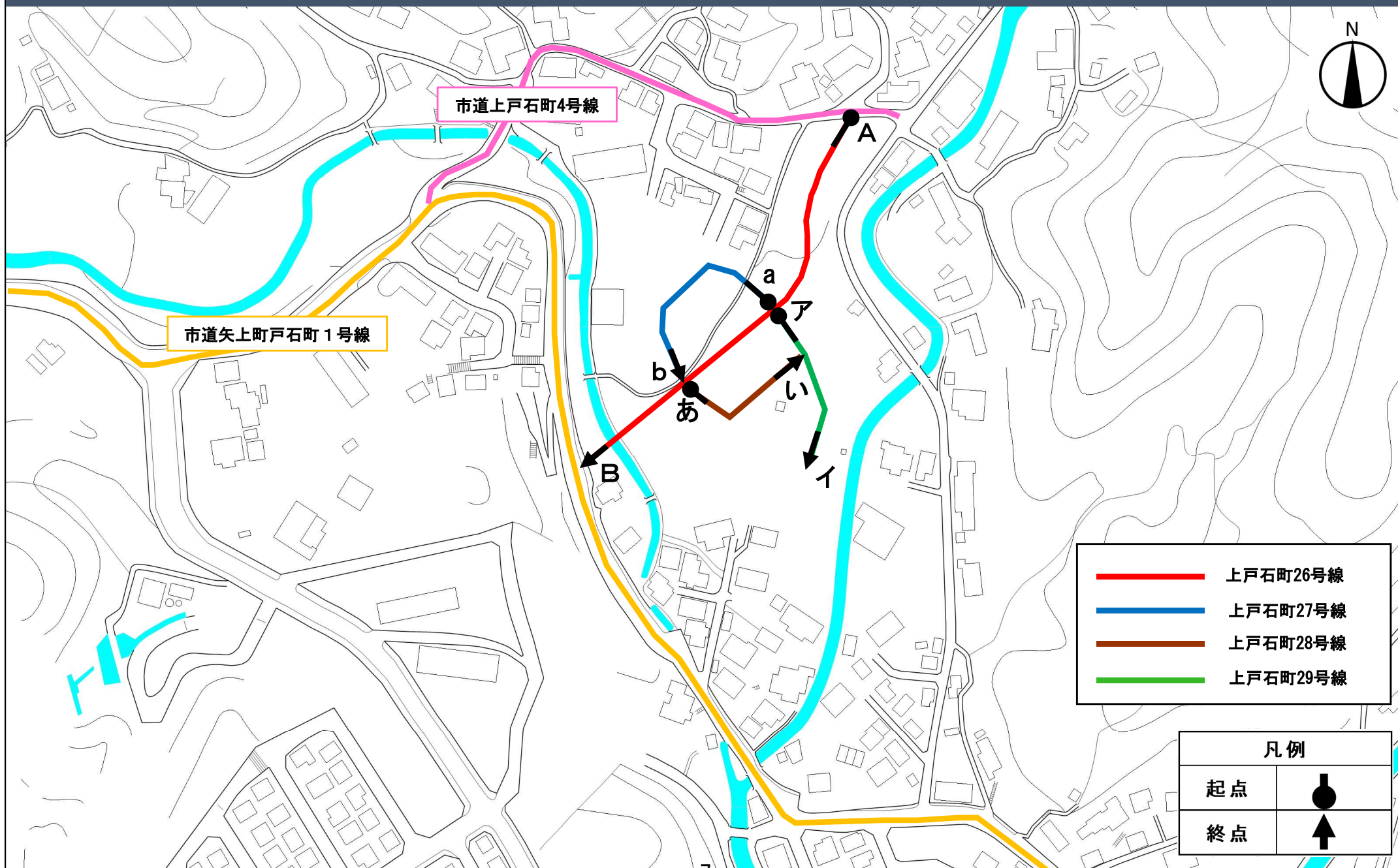
5 市道路線の認定位置図

(②上戸石町26号線、③上戸石町27号線、④上戸石町28号線、⑤上戸石町29号線)



6 位置図（拡大）

（②上戸石町26号線、③上戸石町27号線、④上戸石町28号線、⑤上戸石町29号線）



7 起終点写真 (②上戸町26号線)

道路延長210.6m、幅員6.0～18.3m

令和7年4月24日撮影



8 起終点写真 (③上戸町27号線)

道路延長111.4m、幅員6.0～17.6m

令和7年4月24日撮影



9 起終点写真 (④上戸町28号線)

道路延長86.6m、幅員6.0～14.1m

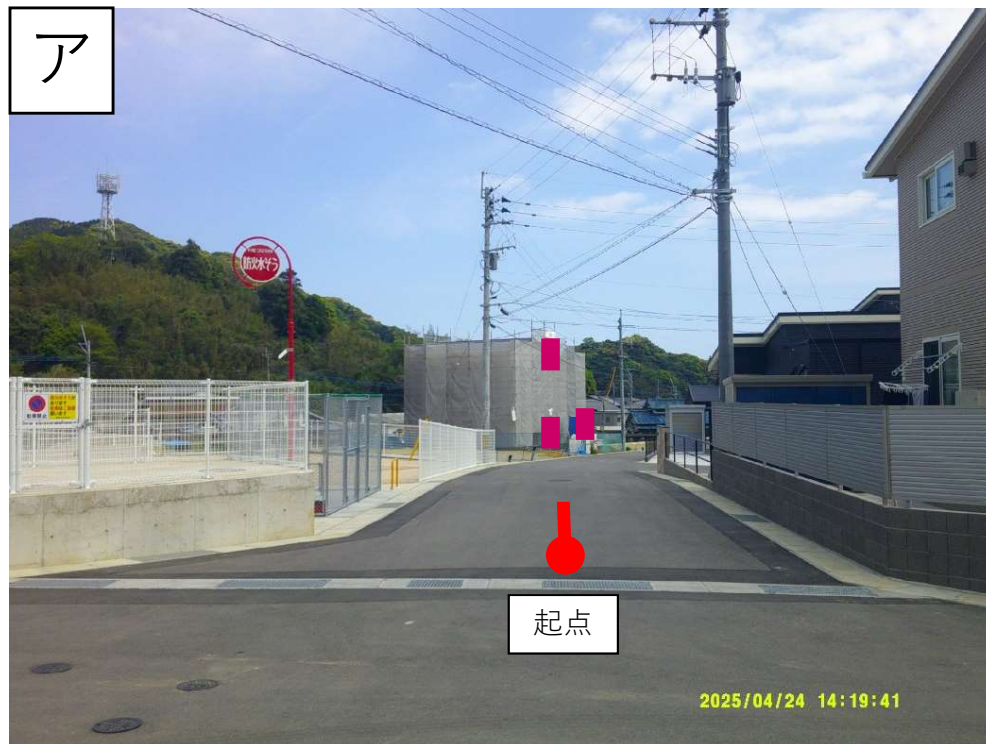
令和7年4月24日撮影



10 起終点写真 (⑤上戸町29号線)

道路延長95.3m、幅員6.0～13.3m

令和7年4月24日撮影



11 関係法令（抜粋）

○道路法

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

○都市計画法

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第四十条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

○長崎市市道路線認定に関する事務取扱要綱

第2条 市道路線として認定しようとする道路は、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければならない。

(1) 国道、県道、市道その他これらに類する道路のいずれかに接続する道路であること。

(2) 次のアからカまでに掲げる道路のいずれかであること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第106条第1項並びに都市再開発法（昭和44年法律第38号）第109条及び第118条の20第3項の規定により本市の管理に属することとなる道路その他これらに類する道路

オ 国又は県が管理し、一般交通の用に供している道路に類するもの